

令和 7 年 度

労働状況実態調査報告書



士 別 市

# 目 次

調査の概要	1
調査結果	
I. 従業員の採用・離職、構成について	
(1) - 1 新規採用の状況（男性）	2
(1) - 2 新規採用の状況（女性）	3
(2) 就職後3年以内の離職状況	4
(3) 年代別の正規従業員数と割合	5・6
II. 正規従業員の労働条件について	
(1) 週休二日制【回答業種別】	7
(2) 各種休暇制度【回答業種別】	7
(3) 労働契約・給与規定【回答業種別】	8
(4) 定年・再雇用・退職金制度【回答業種別】	8
(5) 各種福利厚生制度【回答業種別】	9
III. 正規従業員の賃金・手当について	
(1) 年代・職務区分別の平均給与月額【全業種】	
(2) 正規従業員 年代・職務区分別の平均給与月額【業種別①・②】	11・12
(3) 職務区分別の平均初任給月額【全業種】	13
(4) 正規従業員 年代・職務区分別の平均給与月額【業種別①・②】	13・14
(5) 各種手当平均支給状況【全業種】	14
IV. 非正規従業員について	
(1) 非正規従業員数【業種別】	15
(2) 労働契約と業務内容【業種別】	15
(3) 有休・各種福利厚生制度【業種別】	16
(4) 平均時給・各種手当について【業種別】	16
V. 臨時・季節・派遣労働者について	
(1) 臨時・季節労働者数【業種別】	17
(2) 労働契約と業務内容【業種別】	17
(3) 有休・各種福利厚生制度【業種別】	18

(4) 平均時給・各種手当について【業種別】	18
(5) 派遣労働者受入数と受入期間【業種別】	19
VI. 労働者について	
(1) 今後の従業員雇用について 正規・非正規従業員【業種別】	20
(2) 今後の従業員雇用について 臨時・季節・派遣労働者【業種別】	20
VII. その他の福利厚生について	
(1) 待遇の関する性差【全業種】	21
(2) 各種休暇制度【全業種】	21
(3) ハラスメントの防止対策【全業種】	21
(4) 各種福利厚生制度【全業種】	21
VIII. 事業承継について	
(1) 事業承継の意向【業種別】	22
(2) 承継予定時期（承継予定と回答したもの）【業種別】	22
IX. 各種制度の紹介	
労働相談	23
士別市中小企業振興条例に基づく助成事業	23
士別中小企業勤労者福祉協会	24・25
中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度	26
建設業退職金共済制度について	26
X. 資料	
令和7年度労働状況実態調査調査票	27～30

# 調 査 の 概 要

## 1. 調査の目的

この調査は、士別市内の事業所における労働条件等を把握し、今後の労働行政施策推進のための基礎資料とすることを目的としています。

## 2. 調査時点

令和7年3月31日現在

## 3. 調査期間

令和7年4月14日から8月29日まで

## 4. 調査対象

市内に所在する民間事業所で、従業者数5人以上の建設業、製造業、卸・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業を対象としています。（総務省統計局「経済センサス-活動調査表」に基づく）

## 5. 調査方法

対象事業所へ調査案内を配布しインターネットで回答を依頼しました。

## 6. 調査票回答結果

調査票配布数：318事業所      回答事業所数：120事業所（回答率37.7%）

## 7. 集計方法

（1）調査票のうち、回答のない設問については、欠測値、または無回答として処理し、欠測値の場合は、集計から除外しています。

## 8. 集計結果の留意点

（1）本調査の集計事業所は、毎年同一ではないため、集計数値を経年で単純に比較することは適当ではありません。

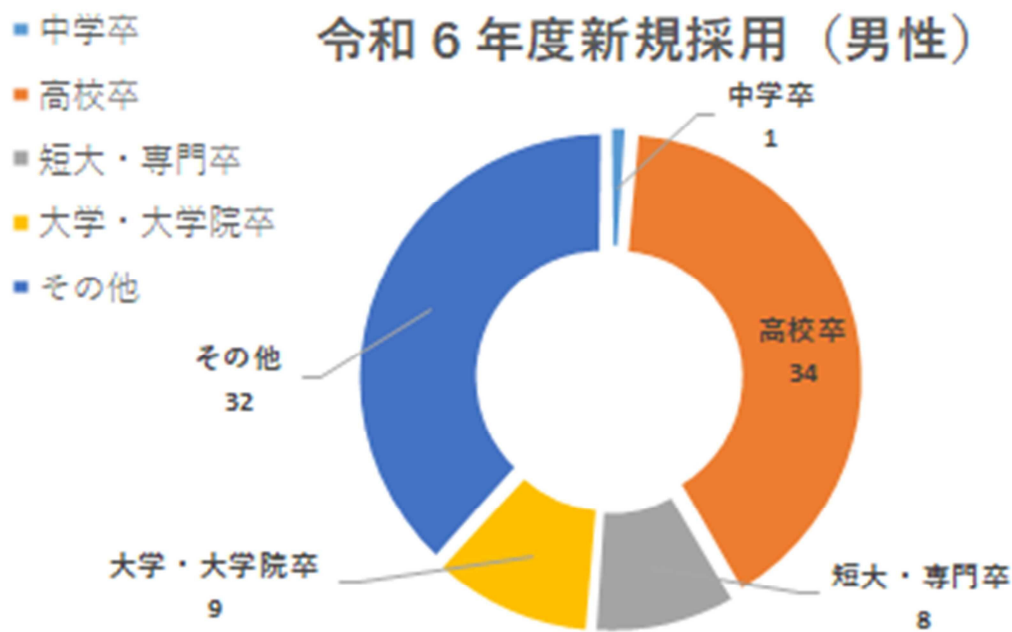
（2）回答率により、平均の数値が年度によって大きく変動している場合がありますので、注意が必要です。

（3）回答事業所において、調査項目によっては未回答（空欄）の項目があることから、個別回答における平均数値については、回答があった平均数値で表示しています。

（4）四捨五入により、割合の合計が100%にならない場合があります。

## I. 従業員の採用・離職、構成について

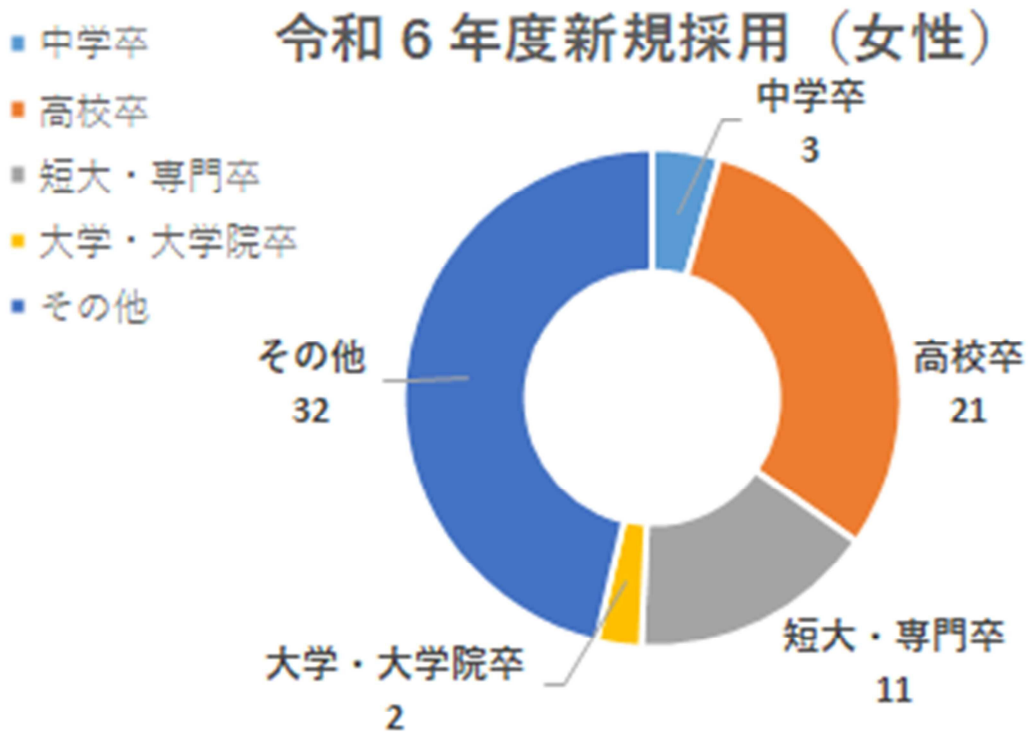
### (1) - 1 新規採用の状況（男性）



※その他…第二新卒、中途採用など

業種	新規採用（男）				
	中学卒	高校卒	短大・専門卒	大学・大学院卒	その他
農業・林業	0	3	0	0	3
建設業	0	9	1	0	5
製造業	0	7	0	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0
運輸・郵便業	0	5	0	0	4
卸・小売業	1	5	4	3	1
金融業・保険業	0	0	0	0	0
宿泊・飲食サービス業	0	0	2	2	3
生活関連サービス業・娯楽業	0	0	0	0	0
医療・福祉	0	1	0	1	2
サービス業	0	4	1	2	14
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>34</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>32</b>

(1) - 2 新規採用の状況 (女性)

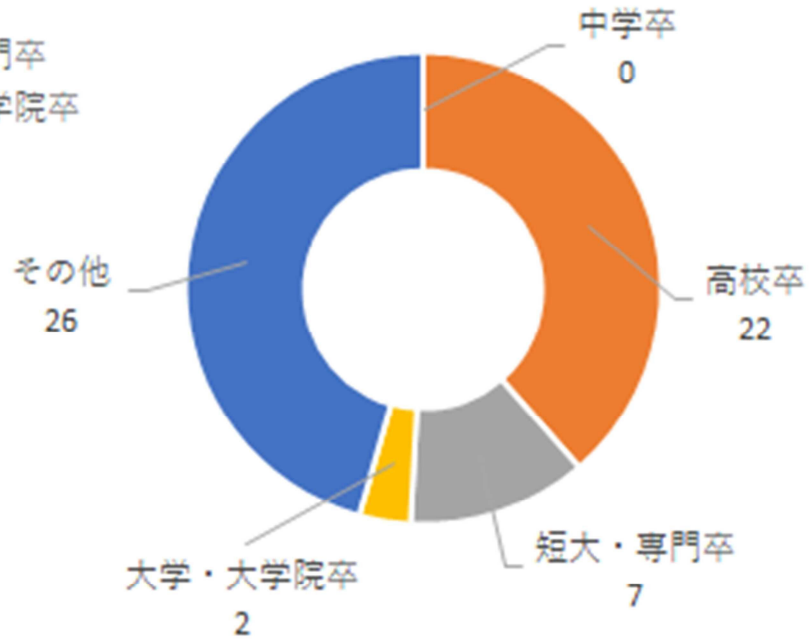


業種	新規採用 (女)				
	中学卒	高校卒	短大・専門卒	大学・大学院卒	その他
農業・林業	0	0	0	0	1
建設業	0	1	0	0	1
製造業	0	0	0	0	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0
運輸・郵便業	0	5	0	0	3
卸・小売業	2	1	0	0	2
金融業・保険業	0	0	0	0	0
宿泊・飲食サービス業	1	6	5	0	1
生活関連サービス業・娯楽業	0	0	0	0	0
医療・福祉	0	5	4	1	15
サービス業	0	3	2	1	8
<b>合 計</b>	<b>3</b>	<b>21</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>32</b>

(2) 就職後3年以内の離職状況

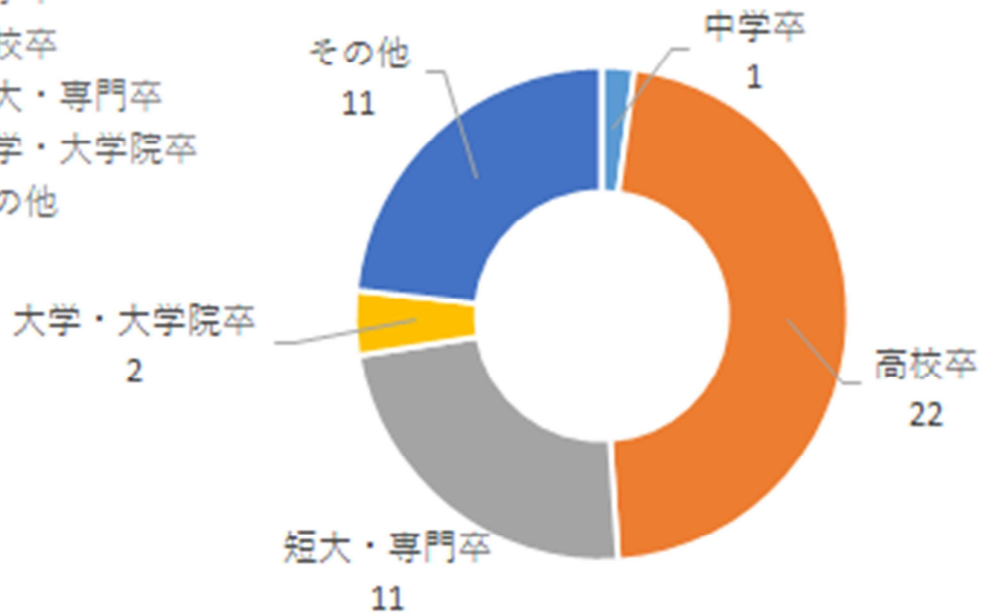
- 中学卒
- 高校卒
- 短大・専門卒
- 大学・大学院卒
- その他

3年以内離職（男性）



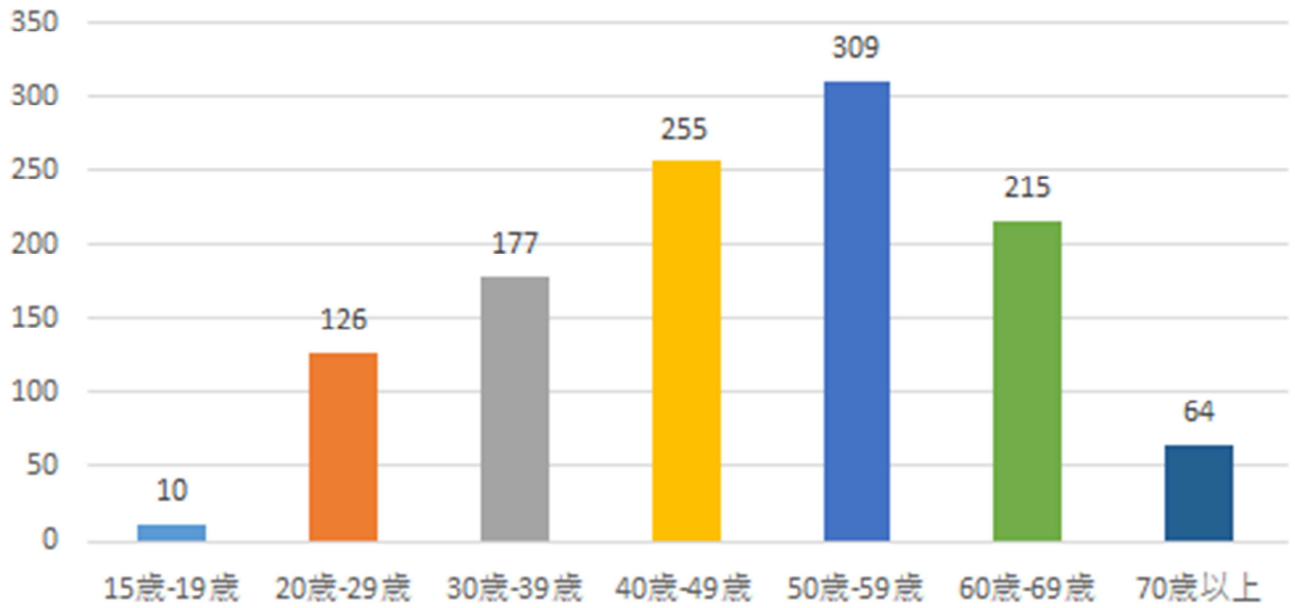
- 中学卒
- 高校卒
- 短大・専門卒
- 大学・大学院卒
- その他

3年以内離職（女性）

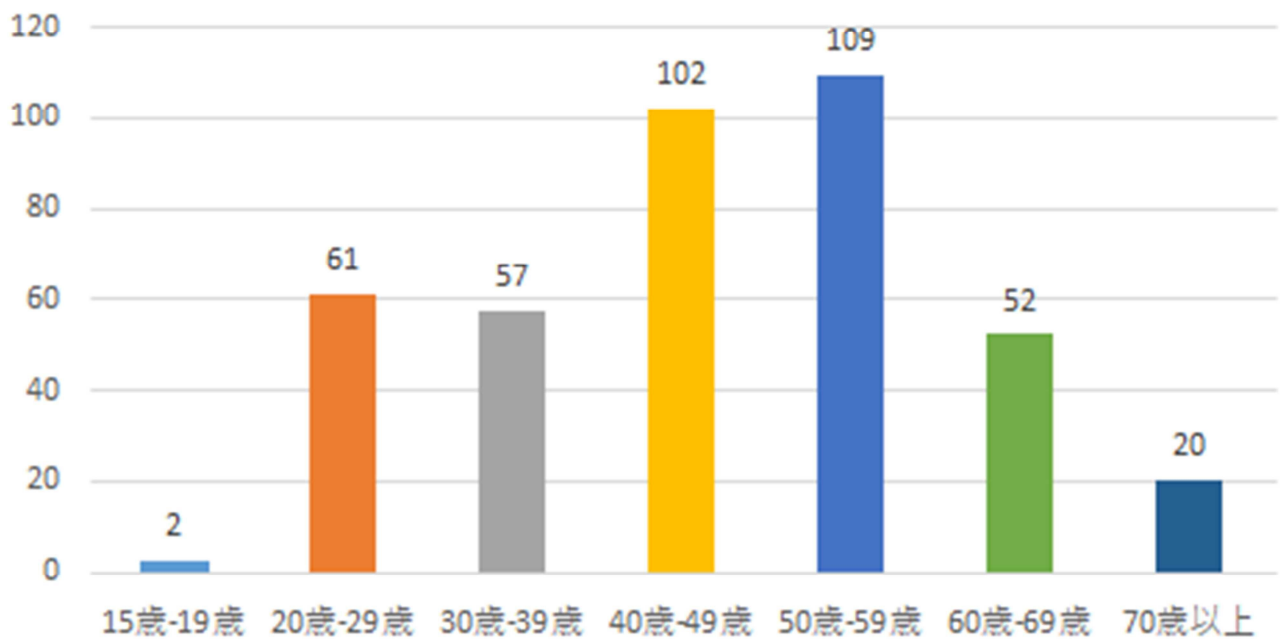


(3) 年代別の正規従業員数と割合

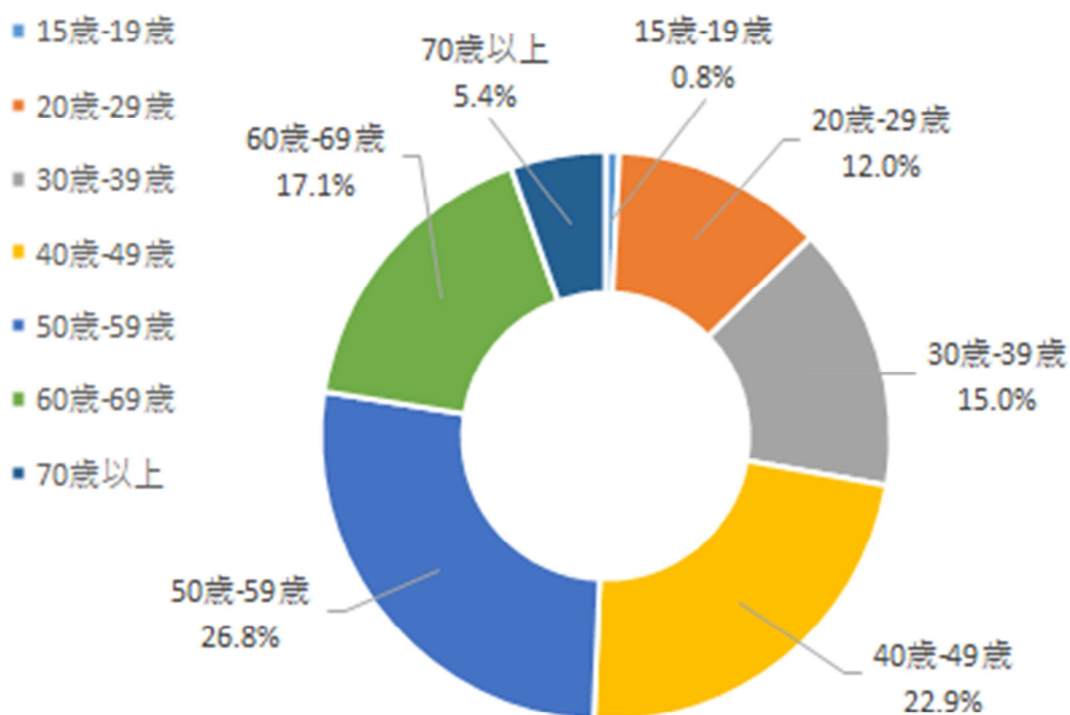
正規従業員（男性）



正規従業員（女性）



## 正規従業員年代別割合



### I. 従業員の採用・離職、構成について

#### (1) 新規採用の状況

「高校卒」及び「その他（第二新卒・中途採用など）」の比率が高く、短大・専門・大学・大学院が低い状況である。

建設業や製造業における「高校卒男性」の採用数が多いことから、若い職員を採用し育成するものと考えられる。

女性の採用では、医療・福祉における「その他」の比率が高いことから、専門的な知識を持つ職員の採用が多い傾向である。

#### (2) 就職後3年以内の離職状況

「高校卒」の離職数が最も高いことから、若年層の離職防止が課題であると考えられる。

#### (3) 年代別の正規従業員数と割合

40-59歳の割合が全体の50%を占め、39歳以下の割合は30%を下まわっている状況であることから、若年層の人材不足が課題であると考えられる。

## Ⅱ. 正規従業員の労働条件について

### (1) 週休二日制【回答業種別】

業種	週休二日制の実施状況					
	完全	隔週	月3回	月2回	月1回	変形労働時間
農業・林業	5		2		1	7
建設業	10	1	1	1		10
製造業	4	1				4
電気・ガス・熱供給・水道業	1					1
情報通信業						1
運輸・郵便業	2	2	1			3
卸・小売業	5			1		5
金融業・保険業	2					
宿泊・飲食サービス業	2	1		1		3
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉	3	1	1			5
サービス業	10	2	2		1	8
合 計	44	8	7	3	2	47

### (2) 各種休暇制度【回答業種別】

業種	夏期休暇		忌引き休暇		盆休暇		配偶者出産休暇	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	3	12	12	3	8	6	6	8
建設業	13	10	22	1	20	3	15	8
製造業	4	5	9		9		5	4
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	2		2		1	1
情報通信業		1	1			1	1	
運輸・郵便業	2	5	6	1	5	2	6	1
卸・小売業	4	7	11		7	4	7	4
金融業・保険業	1	1	2			2	2	
宿泊・飲食サービス業	2	5	6	1	1	6	3	4
生活関連サービス業・娯楽業								
医療・福祉	4	7	11		5	6	6	5
サービス業	8	14	20	3	11	11	8	14
合 計	42	68	102	9	68	41	60	49

(3) 労働契約・給与規定【回答業種別】

業種	労働契約方法			給与規定	
	文書契約	口頭伝達	明示なし	あり	なし
農業・林業	12	1	1	9	5
建設業	21	1	1	17	5
製造業	9			8	1
電気・ガス・熱供給・水道業		2		1	1
情報通信業	1			1	
運輸・郵便業	7	1		6	2
卸・小売業	9	1		9	1
金融業・保険業	2			2	
宿泊・飲食サービス業	6		1	6	1
生活関連サービス業・娯楽業					
医療・福祉	9	1	1	10	1
サービス業	17	4	1	17	4
<b>合 計</b>	<b>93</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>86</b>	<b>21</b>

(4) 定年・再雇用・退職金制度【回答業種別】

業種	定年制度		再雇用制度		退職金制度	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	10	5	10	5	9	6
建設業	19	4	21	2	23	
製造業	9		9		7	2
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	2	
情報通信業	1		1		1	
運輸・郵便業	7	1	7	1	8	
卸・小売業	9	1	10		9	1
金融業・保険業	2		2		2	
宿泊・飲食サービス業	6	1	5	2	3	4
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉	9	2	9	2	8	3
サービス業	16	7	14	9	18	4
<b>合 計</b>	<b>89</b>	<b>22</b>	<b>89</b>	<b>22</b>	<b>90</b>	<b>20</b>

(5) 各種福利厚生制度【回答業種別】

業種	就業規則		厚生年金		健康保険		労働組合	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	12	3	15		15		1	14
建設業	22	1	23		23		2	21
製造業	9		9		9		1	8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	2		2		1	1
情報通信業	1		1		1			1
運輸・郵便業	8		8		8		4	4
卸・小売業	10		10		10		5	5
金融業・保険業	2		2		2		1	1
宿泊・飲食サービス業	7	1	7	1	7	1	2	6
生活関連サービス業・娯楽業								
医療・福祉	9		9		9			9
サービス業	20	2	18	4	19	3	3	18
<b>合 計</b>	<b>101</b>	<b>8</b>	<b>104</b>	<b>5</b>	<b>105</b>	<b>4</b>	<b>20</b>	<b>88</b>

II. 正規従業員の労働条件について

(1) 週休二日制の実施

「完全週休二日」及び「変形労働時間」としている事業者が多い状況である。

(2) 各種休暇制度

「夏期休暇」については、定めていないの事業所の方が多いものの、「忌引き」、「盆休暇」、「配偶者出産休暇」は定めている事業者の方が多い状況である。

(3) 労働契約・給与規定

大半の事業者で、「労働契約の締結」及び「給与規定」が整備されている。

(4) 定年・再雇用・退職金制度

大半の事業者で、「定年制」や「再雇用」、「退職金制度」が整備されている。

(5) 各種福利厚生制度

ほぼ全ての事業者で「就業規則」や「厚生年金」、「健康保険」は整備されている。

### Ⅲ. 正規従業員の賃金・手当について

#### (1) 年代・職務区別の平均給与月額【全業種】

事務系（男）	15歳-19歳	177,078	177,110	15歳-19歳	事務系（女）
	20歳-29歳	200,431	192,359	20歳-29歳	
	30歳-39歳	229,826	203,611	30歳-39歳	
	40歳-49歳	281,787	230,563	40歳-49歳	
	50歳-59歳	288,963	243,568	50歳-59歳	
	60歳-69歳	261,584	206,090	60歳-69歳	
	70歳以上	257,838	171,081	70歳以上	
技術系（男）	15歳-19歳	195,395	180,947	15歳-19歳	技術系（女）
	20歳-29歳	223,710	216,411	20歳-29歳	
	30歳-39歳	271,306	225,189	30歳-39歳	
	40歳-49歳	296,108	237,113	40歳-49歳	
	50歳-59歳	315,659	235,446	50歳-59歳	
	60歳-69歳	272,239	241,490	60歳-69歳	
	70歳以上	290,526	242,455	70歳以上	
労務系（男）	15歳-19歳	193,783	184,300	15歳-19歳	労務系（女）
	20歳-29歳	203,373	182,586	20歳-29歳	
	30歳-39歳	241,162	210,854	30歳-39歳	
	40歳-49歳	278,000	199,929	40歳-49歳	
	50歳-59歳	271,077	243,162	50歳-59歳	
	60歳-69歳	263,183	217,571	60歳-69歳	
	70歳以上	196,749	196,667	70歳以上	

#### 【事務系】

主として事務的・経理的・営業的部門の職務など

#### 【技術系】

各種機械の運転修理、調整・栄養士・調理師・看護師・その他技術的部門の職務など

#### 【労務系】

警備・運搬・清掃・集金・土木等の作業に従事する方のほか接客部門の職務など

(2) 正規従業員 年代・職務区別の平均給与月額【業種別①】

分類		農業・林業	建設業	製造業	情報通信業	運輸・郵便業
事務系（男）	15歳-19歳		188,000	185,500	175,800	174,730
	20歳-29歳	243,500	222,675	192,400	178,900	174,730
	30歳-39歳	221,625	240,000	224,200	184,200	229,910
	40歳-49歳	326,150	363,168	241,667	191,900	269,365
	50歳-59歳	418,167	327,152	274,675	196,400	259,243
	60歳-69歳	433,600	279,176	283,333	196,400	174,730
	70歳以上		299,000	435,000		174,730
技術系（男）	15歳-19歳	176,100	216,660	190,000		174,730
	20歳-29歳	209,704	252,612	214,767		219,910
	30歳-39歳	283,714	315,433	236,087		209,865
	40歳-49歳	314,225	341,303	290,135		251,910
	50歳-59歳	409,456	340,723	299,622		298,243
	60歳-69歳	220,000	326,159	233,155		221,743
	70歳以上		306,973	440,000		174,730
労務系（男）	15歳-19歳	225,000	188,000	195,000		202,000
	20歳-29歳	213,518	227,461	196,050		222,000
	30歳-39歳	293,670	258,698	235,393		300,333
	40歳-49歳	416,936	295,902	248,143		316,667
	50歳-59歳	348,813	311,492	274,626		332,000
	60歳-69歳	377,928	288,569	233,900		294,500
	70歳以上		247,858	215,067		
事務系（女）	15歳-19歳		188,000	180,000	175,800	174,730
	20歳-29歳	196,200	206,667	199,233	178,900	184,365
	30歳-39歳	190,000	189,750	214,400	184,200	174,730
	40歳-49歳	344,400	226,063	228,500	191,900	197,865
	50歳-59歳	277,742	229,860	257,675	196,400	265,365
	60歳-69歳	220,000	234,000	205,000	196,400	189,243
	70歳以上		162,500	210,000		174,730
技術系（女）	15歳-19歳		188,000	190,000		174,730
	20歳-29歳		225,000	198,600		185,615
	30歳-39歳		260,000	227,300		185,615
	40歳-49歳		300,000	245,000		185,615
	50歳-59歳		285,000	279,433		185,615
	60歳-69歳		300,000	215,000		185,615
	70歳以上		260,000	230,000		174,730
労務系（女）	15歳-19歳	200,000	188,000	190,000		
	20歳-29歳	250,000	210,000	195,733		
	30歳-39歳	260,000	240,000	214,867		
	40歳-49歳	350,000	261,775	228,400		
	50歳-59歳	400,000	300,000	244,420		
	60歳-69歳	300,000	267,500	208,125		
	70歳以上		240,000	195,000		

(2) 正規従業員 年代・職務区別の平均給与月額【業種別②】

分類		卸・小売業	金融業・保険業	宿泊・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業
事務系 (男)	15歳-19歳	180,050		190,000		152,600
	20歳-29歳	206,108	234,950	186,500	156,000	190,408
	30歳-39歳	228,000	320,950	210,750	222,300	209,337
	40歳-49歳	275,403	393,284	221,125	204,683	245,717
	50歳-59歳	248,965	431,350	231,500	186,000	291,923
	60歳-69歳	263,000	272,000	261,250	227,325	202,250
	70歳以上	180,000		190,000		175,000
技術系 (男)	15歳-19歳	198,733		190,000		162,600
	20歳-29歳	236,388		205,500	187,167	205,028
	30歳-39歳	263,981		210,750	206,295	292,632
	40歳-49歳	315,171		240,563	213,667	272,212
	50歳-59歳	328,040		231,000	224,458	316,775
	60歳-69歳	312,500		257,500	201,583	223,157
	70歳以上	300,000		190,000	115,000	250,000
労務系 (男)	15歳-19歳	191,600		190,000	204,000	159,100
	20歳-29歳	197,500		203,667	174,000	163,000
	30歳-39歳	210,000		207,167	188,500	147,875
	40歳-49歳	226,667		198,063	191,000	213,000
	50歳-59歳	215,000		187,667	196,000	184,500
	60歳-69歳	226,667		207,500	183,000	222,800
	70歳以上	180,000		145,000		133,333
事務系 (女)	15歳-19歳	178,840		190,000		166,567
	20歳-29歳	191,740	233,529	195,333	165,867	180,703
	30歳-39歳	208,189	380,000	210,750	167,500	201,516
	40歳-49歳	181,465	375,217	221,125	221,710	225,190
	50歳-59歳	252,812	410,000	231,500	229,825	214,036
	60歳-69歳	187,500		261,250	197,920	192,375
	70歳以上	130,000		190,000		190,000
技術系 (女)	15歳-19歳	173,200		190,000	177,500	173,200
	20歳-29歳	255,000		205,500	221,333	222,577
	30歳-39歳	250,000		210,750	226,333	222,971
	40歳-49歳	300,000		221,125	240,775	219,559
	50歳-59歳	310,000		231,500	207,149	209,220
	60歳-69歳	310,000		240,833	223,850	241,780
	70歳以上	300,000		190,000		300,000
労務系 (女)	15歳-19歳	171,600		190,000		173,200
	20歳-29歳	172,500		203,667	173,500	103,000
	30歳-39歳	180,000		210,750	187,500	180,000
	40歳-49歳	100,000		221,125	176,500	129,333
	50歳-59歳	200,000		231,500	196,000	180,000
	60歳-69歳	200,000		261,250	196,000	130,000
	70歳以上	180,000		190,000		180,000

(3) 職務区分別の平均初任給月額【全業種】

事務系 (男)	高卒	167,596	167,384	高卒	事務系 (女)	
	短大・専門卒	183,248		181,555		短大・専門卒
	大学・大学院卒	197,009		194,400		大学・大学院卒
技術系 (男)	高卒	186,286	175,265	高卒	技術系 (女)	
	短大・専門卒	193,395		192,869		短大・専門卒
	大学・大学院卒	210,010		207,659		大学・大学院卒
労務系 (男)	高卒	185,555	185,500	高卒	労務系 (女)	
	短大・専門卒	198,156		194,453		短大・専門卒
	大学・大学院卒	205,818		199,779		大学・大学院卒

(4) 正規従業員 年代・職務区分別の平均給与月額【業種別①】

分類		農業・林業	建設業	製造業	情報通信業	運輸・郵便業
事務系 (男)	高卒	191,400	177,400	171,500	199,000	170,800
	短大・専門卒	202,700	191,250	181,500	201,700	200,000
	大学・大学院卒	211,750	205,000	191,500	204,700	
技術系 (男)	高卒	200,100	205,530	190,000		191,000
	短大・専門卒	202,700	206,000	190,000		200,000
	大学・大学院卒	211,750	225,000	190,000		
労務系 (男)	高卒	198,933	186,250	191,750		171,150
	短大・専門卒	208,933	200,000	213,500		200,000
	大学・大学院卒	224,300	216,667	214,500		
事務系 (女)	高卒	191,400	178,000	171,500	199,000	170,800
	短大・専門卒	202,700	191,667	181,500	201,700	200,000
	大学・大学院卒	211,750	203,333	191,500	204,700	
技術系 (女)	高卒	191,400	191,250	190,000		180,000
	短大・専門卒	202,700	206,667	190,000		200,000
	大学・大学院卒	211,750	220,000	190,000		
労務系 (女)	高卒	195,900	191,667	191,750		171,150
	短大・専門卒	205,900	210,000	196,000		200,000
	大学・大学院卒	218,950	225,000	197,000		

(4) 正規従業員 年代・職務区分別の平均給与月額【業種別①】

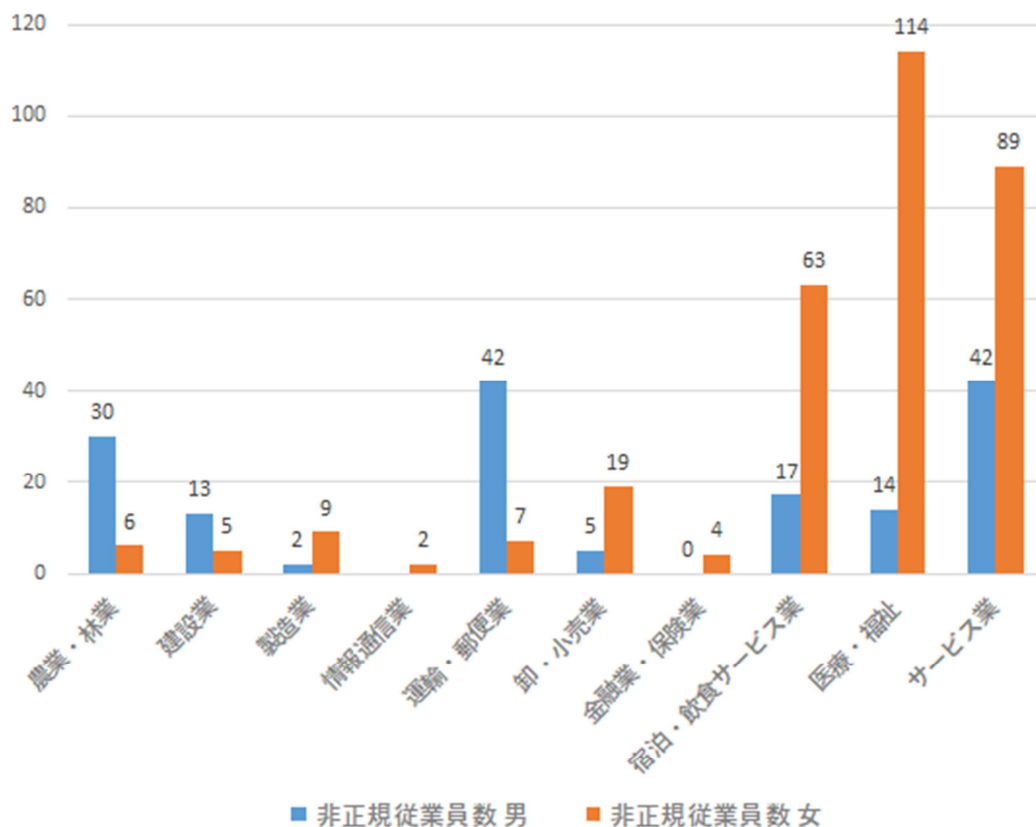
分類	卸・小売業	金融業・保険業	宿泊・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	
事務系（男）	高卒	123,467	184,600	192,500	165,250	149,800
	短大・専門卒	180,667		192,500	176,000	158,525
	大学・大学院卒	209,333	225,000	192,500	186,100	169,675
技術系（男）	高卒	133,467		210,000	180,167	167,500
	短大・専門卒	191,733		210,000	187,333	173,825
	大学・大学院卒	214,500		210,000	192,167	205,440
労務系（男）	高卒	191,600		192,500	190,000	160,967
	短大・専門卒	197,500		192,500	186,000	160,000
	大学・大学院卒	202,500		192,500	196,000	166,000
事務系（女）	高卒	135,100	210,000	192,500	165,250	148,060
	短大・専門卒	180,500		192,500	176,000	158,020
	大学・大学院卒	204,500	250,000	192,500	186,100	167,740
技術系（女）	高卒	95,200		210,000	180,167	173,600
	短大・専門卒	177,600		210,000	187,333	181,100
	大学・大学院卒	209,333		210,000	192,167	210,550
労務系（女）	高卒	171,600		192,500	176,000	173,200
	短大・専門卒	177,500		192,500	186,000	175,000
	大学・大学院卒	182,500		192,500	196,000	175,000

(5) 各種手当平均支給状況【全業種】

家族手当	月平均	9,731 円
住宅手当	月上限	19,483 円
燃料手当	年平均	89,069 円
通勤手当	月上限	15,041 円
夏期手当	平均	1.3 月
年末手当	平均	1.8 月
決算手当	平均	1.0 月

## IV. 非正規従業員について

### (1) 非正規従業員数【業種別】



### (2) 労働契約と業務内容【業種別】

業種	労働契約方法			業務内容		
	文書契約	口頭伝達	明示なし	正規従業員と同じ	正規従業員の補助	独立した仕事
農業・林業	8		2	2	4	4
建設業	6			2	4	
製造業	3			1	2	
電気・ガス・熱供給・水道業		1		1		
情報通信業	1				1	
運輸・郵便業	5	1		2	1	3
卸・小売業	4			3	1	
金融業・保険業	1				1	
宿泊・飲食サービス業	7	1		2	5	
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉	10			6	3	1
サービス業	13	2	1	8	5	2
合計	58	5	3	27	27	10

(3) 有休・各種福利厚生制度【業種別】

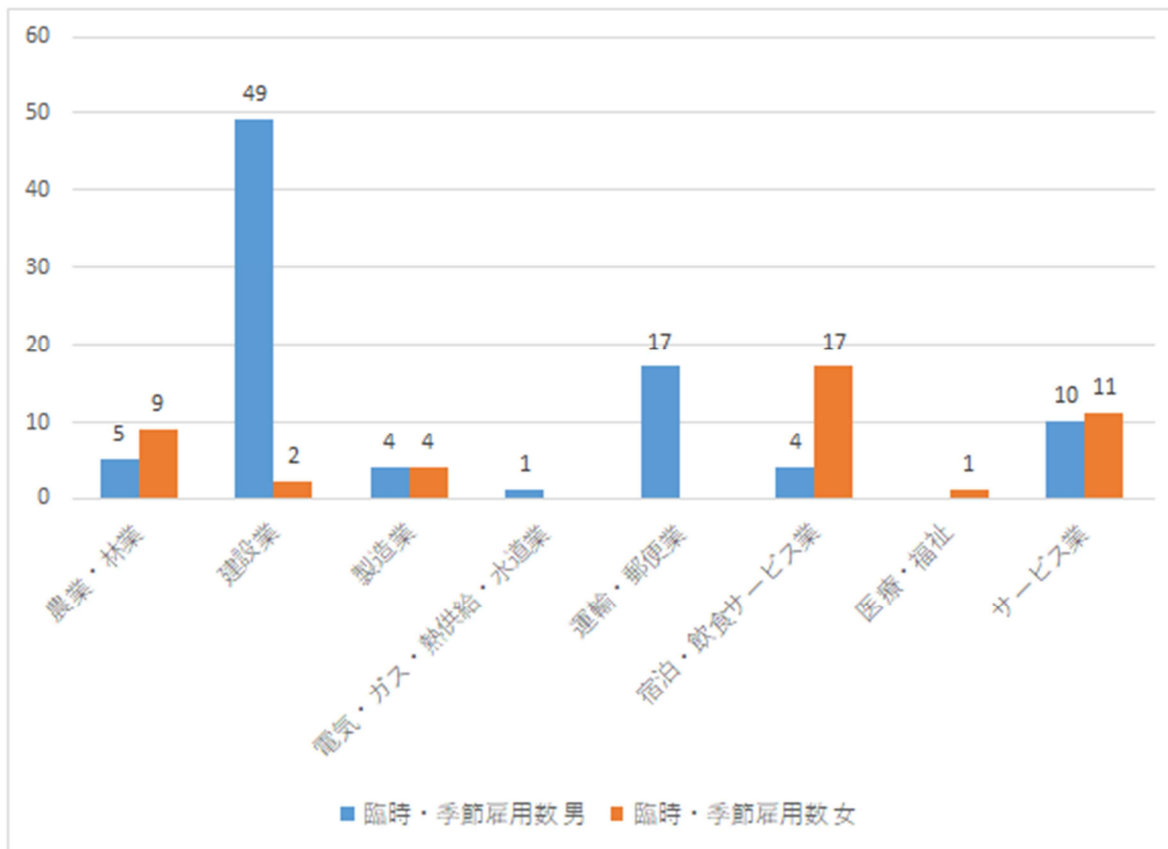
業種	有休制度		就業規則		厚生年金		健康保険		退職金制度	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	7	3	6	3	5	4	5	4	1	8
建設業	4	2	5	1	5	1	5	1	4	2
製造業	3		3		3		3			3
電気・ガス・熱供給・水道業		1		1	1		1		1	
情報通信業	1		1		1		1			1
運輸・郵便業	5		4	2	4	2	4	2	1	5
卸・小売業	3	1	4	1	2	3	2	3		5
金融業・保険業	1		2		2		2			2
宿泊・飲食サービス業	6	1	7	1	5	3	5	3		8
生活関連サービス業・娯楽業										
医療・福祉	10		10		7	2	8	1		9
サービス業	14	2	11	5	11	5	12	4	3	13
<b>合 計</b>	<b>54</b>	<b>10</b>	<b>53</b>	<b>14</b>	<b>46</b>	<b>20</b>	<b>48</b>	<b>18</b>	<b>10</b>	<b>56</b>

(4) 平均時給・各種手当について【業種別】

業種	平均時給			一時金		定期昇給		通勤手当		燃料手当	
	事務系	技術系	労務系	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	1,200	1,225	1,314	5	4	3	6	6	3		9
建設業	1,010	1,605	1,404	3	3	4	2	1	5		6
製造業	1,200	1,200	1,110	1	2	1	2	3		1	2
電気・ガス・熱供給・水道業				1		1			1		1
情報通信業	1,050			1			1	1			1
運輸・郵便業	1,105	1,450	1,300	3	3	4	2	4	2	2	4
卸・小売業	1,047	1,065	1,075	1	4	1	4	1	4		5
金融業・保険業	1,025			1	1	1	1	2			2
宿泊・飲食サービス業	1,010	1,018	1,035	3	5	3	5	7	1	1	7
医療・福祉				6	3	9	1	10			9
サービス業	1,040	1,201	1,050	8	8	7	9	9	7	2	13
<b>平均・合計</b>	<b>全体平均</b>			<b>合 計</b>		<b>合 計</b>		<b>合 計</b>		<b>合 計</b>	
	<b>1,076</b>	<b>1,252</b>	<b>1,184</b>	<b>33</b>	<b>33</b>	<b>34</b>	<b>33</b>	<b>44</b>	<b>23</b>	<b>6</b>	<b>59</b>

## V. 臨時・季節・派遣労働者について

### (1) 臨時・季節労働者数【業種別】



### (2) 労働契約と業務内容【業種別】

業種	労働契約方法			業務内容		
	文書契約	口頭伝達	明示なし	正規従業員と同じ	正規従業員の補助	独立した仕事
農業・林業	4	2	1	3	2	2
建設業	13	2		7	8	
製造業	3	1		1	3	
電気・ガス・熱供給・水道業		1		1		
情報通信業						
運輸・郵便業	6			2	2	2
卸・小売業	2	1		1	1	1
金融業・保険業						
宿泊・飲食サービス業	2	2			4	
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉	2			1	1	
サービス業	5	2		1	5	1
<b>合 計</b>	<b>37</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>17</b>	<b>26</b>	<b>6</b>

(3) 有休・各種福利厚生制度【業種別】

業種	有休制度		就業規則		厚生年金		健康保険		退職金制度	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	4	3	3	4	5	2	5	2	2	5
建設業	13	2	15		13	2	13	2	14	1
製造業	2	1	2	2	2	2	3	1		4
電気・ガス・熱供給・水道業		1		1	1		1		1	
情報通信業										
運輸・郵便業	4	1	6		4	1	5		2	4
卸・小売業	1	2	3		1	2	1	2		3
金融業・保険業				1		1		1		1
宿泊・飲食サービス業	3		3	1		4	1	3		3
生活関連サービス業・娯楽業										
医療・福祉	2		2		2		2			2
サービス業	2	4	5	2	4	3	4	3		7
<b>合 計</b>	<b>31</b>	<b>14</b>	<b>39</b>	<b>11</b>	<b>32</b>	<b>17</b>	<b>35</b>	<b>14</b>	<b>19</b>	<b>30</b>

(4) 平均日給・各種手当について【業種別】

業種	平均日給			一時金		定期昇給		通勤手当		燃料手当	
	事務系	技術系	労務系	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
農業・林業	9,579	11,225	15,000	3	4	3	4	3	4		7
建設業	3,000	10,431	10,564	9	6	8	7	3	12	2	13
製造業	9,600	9,600	12,318	1	3		4	2	2		4
電気・ガス・熱供給・水道業		12,500		1		1			1		1
運輸・郵便業	7,200	12,000	9,338	3	3	2	3	3	3	2	3
卸・小売業		10,000			3		3		3		3
金融業・保険業					1		1		1		1
宿泊・飲食サービス業			5,200	1	3		4	2	2		4
医療・福祉				2		1	1	2			2
サービス業	8,800	8,800	8,800	1	6	1	6	3	4		7
<b>平均・合計</b>	<b>全体平均</b>			<b>合 計</b>		<b>合 計</b>		<b>合 計</b>		<b>合 計</b>	
	<b>7,636</b>	<b>10,651</b>	<b>10,203</b>	<b>21</b>	<b>29</b>	<b>16</b>	<b>33</b>	<b>18</b>	<b>32</b>	<b>4</b>	<b>45</b>

(5) 派遣労働者受入数と受入期間【業種別】

業種	派遣労働者受入数			派遣労働者平均受入期間		
	事務系	技術系	労務系	事務系	技術系	労務系
農業・林業			9			3.9
建設業						
製造業			9			6.0
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸・郵便業		21			4.7	
卸・小売業						
金融業・保険業						
宿泊・飲食サービス業			3			5.0
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉						
サービス業			2			3.0
平均・合計	合 計			平 均		
	0	21	23	0.0	4.7	4.5

IV. 非正規従業員について

(1) 非正規従業員、臨時・季節労働者数

非正規従業員は、医療・福祉およびサービス業が最も多く、臨時・季節労働者は建設業が最も多い状況である。

(2) 労働契約と業務内容

正規従業員と同様に、大半の事業者で、「労働契約の締結」が整備されており、業務内容は、「正規従業員と同様」もしくは「補助」となっている。

(3) 有休・各種福利厚生制度

ほぼ全ての事業者で「就業規則」や「厚生年金」、「健康保険」は整備されている。

(4) 給与・各種手当について

「一時金」や「定期昇給」、「通勤手当」は、業種によってばらつきがあるが、「燃料手当」については、支給していない事業所が多い。

V. 臨時・季節・派遣労働者について

(5) 派遣労働者受入数と受入期間

一部の業種で受入の実績がある。

## VI. 労働者について

### (1) 今後の従業員雇用について 正規・非正規従業員【業種別】

業種	正規従業員			非正規従業員		
	増やしたい	現状維持	減らしたい	増やしたい	現状維持	減らしたい
農業・林業	8	7			11	1
建設業	18	4	1	5	14	1
製造業	4	5		1	5	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1		1	1	
情報通信業	1			1		
運輸・郵便業	5	3		2	4	
卸・小売業	5	4		3	2	
金融業・保険業	1	1			2	
宿泊・飲食サービス業	5	2		5	2	
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉	7	2	1	4	3	2
サービス業	10	12		3	12	
<b>合 計</b>	<b>65</b>	<b>41</b>	<b>2</b>	<b>25</b>	<b>56</b>	<b>4</b>

### (2) 今後の従業員雇用について 臨時・季節・派遣労働者【業種別】

業種	臨時・季節労働者			派遣労働者		
	増やしたい	現状維持	減らしたい	増やしたい	現状維持	減らしたい
農業・林業	2	10		1	12	6
建設業	9	11	2		36	6
製造業	1	6		1	8	3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1			2	
情報通信業		1			2	
運輸・郵便業	2	5			6	3
卸・小売業		5			8	
金融業・保険業		1			2	
宿泊・飲食サービス業	1	5			8	3
生活関連サービス業・娯楽業						
医療・福祉	1	5		1	10	
サービス業	1	11			24	
<b>合 計</b>	<b>18</b>	<b>61</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>118</b>	<b>21</b>

## VI. 労働者について

正規従業員については「増やしたい」事業者が多く、労働需要が最も高いのは建設業である。  
非正規従業員等は、「現状維持」との回答が大半である。

## VII. その他の福利厚生について

### (1) 待遇の関する性差【全業種】

	ある	ない
募集・採用	12.8%	87.2%
昇進・昇格	7.0%	93.0%
賃金・昇給	11.6%	88.4%
退職・解雇	8.1%	91.9%

### (2) 各種休暇制度【全業種】

	ある	ない
生理休暇	40.7%	59.3%
産前産後休暇	54.7%	45.3%
育児休暇	50.6%	49.4%
介護休暇	42.4%	57.6%

### (3) ハラスメントの防止対策【全業種】

	ある	ない
セクハラ防止に関する周知・啓発	59.8%	40.2%
セクハラ実態把握調査	27.6%	72.4%
セクハラ相談窓口の設置	39.1%	60.9%
いじめ・パワハラ防止に関する周知・啓発	57.5%	42.5%
いじめ・パワハラ実態把握調査	31.0%	69.0%
いじめ・パワハラ相談窓口の設置	37.9%	62.1%

### ハラスメント対策 講習の受講【全業種】

あり	ない
21.2%	78.8%

### (4) 各種福利厚生制度【全業種】

	ある	ない
社員住宅	20.5%	79.5%
社宅以外の福利厚生	47.1%	52.9%
士別中小企業勤労者福祉協会加入	43.2%	56.8%
健康診断	92.0%	8.0%

## VII. その他の福利厚生について

### (1) 待遇の関する性差

ほとんどの事業者が、待遇に関する性差はない状況である。

### (2) 各種休暇制度、ハラスメントの防止対策、各種福利厚生制度

従業員の男女比、年齢構成にもよるが、半数程度の事業者は休暇制度がある。

ハラスメントに関する「周知・啓発」については、各事業所で取り組んでいる傾向があるものの、「実態把握」や「相談窓口の設置」には至っていない。

「健康診断」は、ほぼ全ての事業者で実施している。

## **Ⅷ. 事業承継について**

### **(1) 事業承継の意向【業種別】**

	承継予定	廃業予定	未定
農業・林業	4		1
建設業	7	3	9
製造業	5		2
電気・ガス・熱供給・水道業	1		1
情報通信業	1		
運輸・郵便業	3		1
卸・小売業	1		6
金融業・保険業			
宿泊・飲食サービス業	1		2
生活関連サービス業・娯楽業			
医療・福祉	1		8
サービス業	5		5
<b>合 計</b>	<b>29</b>	<b>3</b>	<b>35</b>

### **(2) 承継予定時期（承継予定と回答したもの）【業種別】**

	承継予定			
	1～3年後	3～5年後	5～10年後	10年以上後
農業・林業		1	1	
建設業	1	1	1	
製造業	1		2	
電気・ガス・熱供給・水道業	1			
運輸・郵便業	1	1		
宿泊・飲食サービス業				1
医療・福祉				1
サービス業	1			2
<b>合 計</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>4</b>

## **Ⅷ. 事業承継について**

### **(1) 事業承継の意向**

回答した事業所のうち、「承継予定」との回答は43%程度であり、「未定」とした回答が53%であった。

両回答ともに共通して、「後継者がいなく、引受先がいれば承継したい」と回答した事業所が多く、引受先の発掘が求められていると考える。

### **(2) 承継予定時期**

上記のことから、時間をかけて承継していくと考えている事業者が多い。

## Ⅸ. 各種制度の紹介

### 【労働相談】

労働者や使用者の労働問題などについては、市経済部商工労働観光課・朝日支所地域生活課において随時相談に応じていますので、お気軽にご相談下さい。また、北海道では労使紛争のあっせんも行っています。

### ※個別的労使紛争のあっせんについて

北海道労働委員会では、道内各支庁に設置している中小企業労働相談所等と連携して、労働条件その他労働問題に関する個々の労働者と使用者との間の紛争（個別的労使紛争）の「あっせん」を行っています。「突然、会社から懲戒処分を受けたが、理由もあいまいで納得できない」、「社員に対しやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由もなく拒否を続けている」など、お困りのときは、ご相談下さい。「あっせん」は、労使双方の紛争解決への理解と協力による制度です。

お問い合わせ先：北海道労働委員会事務局調整課（TEL011-204-5666）  
中小企業労働相談所（上川管内、TEL0166-46-5938）  
労働相談ホットライン（フリーダイヤル0120-811-610）

### 【中小企業振興条例に基づく助成事業】

市では、士別市中小企業振興条例に基づく各種助成事業により、雇用に関する助成を行っています。

雇用や労働に関する助成事業は、以下のようなものがあります。

#### ○従業員福利厚生事業

⇒退職金共済制度に新たに加入し掛金を1年納めた場合、掛金の一部を助成。

#### ○雇用奨励促進事業

⇒労働者を新たに雇用したことにより、雇用人数が拡大した場合、費用の一部を助成。

#### ○人材育成促進事業

⇒技能講習や資格取得を会社の経費で行った場合、費用の一部を助成。

その他、複数のメニューがありますので、ご利用の際は市商工労働観光課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：士別市役所商工労働観光課商工労働係（TEL26-7137）  
朝日支所地域生活課経済建設係（TEL28-2121）

### 【士別中小企業勤労者福祉協会】

士別中小企業勤労者福祉協会は、働く人たちの福祉向上のために事業主、従業員、市が一体となって個々の企業では十分なし得ない部分の福利厚生を、積極的に進めていくことを目的に設立された任意団体です。

### [共済事業]

月額 400 円の掛金の負担で、最高 20 万円の給付があります。給付内容は、別表のとおりとなっています。

### [福利厚生事業]

民間企業勤労者相互の親睦と交流を図るとともに、明るく楽しい働きがいのある職場づくりによる、福祉の増進と企業の発展を目的としています。

主な内容としては、

- ・ スポーツ、レクリエーション等による親睦交流会の実施
- ・ 協会ニュースの発行
- ・ 健康管理事業（人間ドック・がん検診等）の実施
- ・ 職業能力開発講座（接遇講座）の実施
- ・ 勤労感謝祭の集いの開催

### □加入の対象

士別市内の事業所（他市町村に支店等がある場合も含む）で働く 15 歳以上の従業員（パートタイマーを含む）と事業主です。

### □会 費

会員 1 人あたり月額 400 円です。（年度途中での加入の際は、月割となります。）  
詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・申込先：士別中小企業勤労者福祉協会

士別市東 5 条 9 丁目 士別市勤労者センター内（Tel.23-2482）

※随時加入することができますのでご連絡下さい。職員が手続き等の説明にお伺いします。

## 共済事業給付一覧表

共 済 事 由		共 済 金 額	附 記	
死 亡	本人（71歳未満）	200,000円	71歳未満の会員	
	本人（71歳以上）	100,000円	71歳以上の会員	
	配偶者	100,000円	内縁関係にあるものを含む	
	子	50,000円	妊娠7ヶ月以上経過後の死産を含む	
	親	20,000円	会員及び配偶者の実父母・義父母・継父母	
障 害	1級	200,000円	労働基準法施行規則表第2の基準による	
	2級	200,000円		
	3級（2号・3号4号のみ）	200,000円		
傷 病	30日以上	10,000円	事業所を連続して休業	
	90日以上	20,000円		
祝 金	結婚	20,000円	法律上の婚姻、内縁関係は含まない	
	出生	10,000円	内縁関係を含む	
	就学	10,000円	子の小学校入学	
	二十歳の祝金	10,000円	満20歳を迎えたとき	
	水晶婚	10,000円	結婚15周年を迎えたとき	
	銀婚	20,000円	結婚25周年を迎えたとき	
	金婚	20,000円	結婚50周年を迎えたとき	
	還暦	20,000円	満60歳を迎えたとき	
	在会10年以上	5,000円	在会経過期間10年以上	
	在会20年以上	10,000円	在会経過期間20年以上	
退 職	自己理由	加入期間1年間につき2,000円	加入期間5年以上 給付限度額 25年 50,000円	
	定年（60～69歳）	加入期間1年間につき3,000円	加入期間1年以上 給付限度額 30年 90,000円	
	事業所の脱会による退会	加入期間1年間につき2,400円	加入期間1年以上 給付限度額 30年 72,000円	
70歳到達金		加入期間1年間につき3,000円	加入期間1年以上 給付限度額 90,000円	
住 宅 災 害	※建物・家財の損害の程度により金額が変わります。			
	火 災	損害率50%以上	200,000円	保険金額20万円の100%
		損害率30%以上50%未満	140,000円	保険金額20万円の70%
		損害率20%以上30%未満	100,000円	保険金額20万円の50%
		損害率20%未満	40,000円	保険金額20万円の20%
	自然災害	損害率70%以上	60,000円	保険金額6万円の100%
		損害率20%以上70%未満	30,000円	保険金額6万円の50%
		損害率20%未満	6,000円	保険金額6万円の10%
		損害率20%	12,000円	損害の程度にかかわらず一律

### 【中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度】

退職金制度は従業員の働く意欲を高め、退職後の生活を支える重要なものであり、企業にとって優秀な人材を確保し定着を促すとともに、従業員からの信頼感を高めることとなります。退職金共済制度は、一般の従業員だけでなくパートタイマーも加入できます。

#### [制度の主な特色]

##### ○中小企業退職金共済制度

- ・退職金共済制度に新規加入する事業主及び掛金月額を増額する事業主に、掛金の一部が国から助成されます。

新規加入～加入後4ヶ月目から1年間掛金の1/2（上限額5,000円）

増額～18,000円以下の掛金月額増額の場合、その月から1年間増額分の1/3を助成。（20,000円以上の掛金月額を増加する場合は対象外）

- ・掛金月額は、5,000円から30,000円までの16種類の中から選択できます。  
パートタイマーは、一般の従業員より低い特例掛金月額が用意されております。

##### ○特定退職金共済制度

- ・掛金月額は、1口1,000円とし従業員一人につき最高30口30,000円まで加入できます。

##### ○中小企業・特定退職金共済制度共通

- ・掛金は、従業員1人当たり30,000円まで、個人企業の場合は必要経費、法人の場合は損金として扱われます。
- ・退職金共済制度に新規加入する事業主に対し、1年間の掛金の30/100を市が助成します。

お問い合わせ先：中小企業退職金共済制度～各金融機関  
特定退職金共済制度～士別商工会議所（Tel23-2144）  
朝日商工会（Tel28-2617）

#### 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く人のために国が創った制度です。事業主が建設現場で働く労働者について共済手帳に働いた日数に応じて共済証紙（掛金）を貼り、その労働者が建設業界を辞めたときに退職金が支払われる制度です。

##### ○契約できる事業主

建設業を営む方なら、専業・兼業を問わず、また許可の有無に関わらず、すべて契約できます。

##### ○加入できる労働者

建設業の現場で働く人たちなら、職種（大工・塗装など）や日給・月給に関係なく加入できます。

お問い合わせ先：建設業退職金共済北海道支部（Tel011-261-6186）

## X. 資料（令和7年度労働状況実態調査調査票）

### 令和7年度 士別市労働状況実態調査

【調査にあたっての注意事項】

1. 令和7年3月31日時点の内容で記入してください
2. 士別市内にある事業所が対象です。市外の支店等は含めないでください。
3. 各設問の **みどり** 部分は選択。 **きいろ** 部分は入力してください。
4. デジタル化推進のため、メールアドレスの提供にご協力ください。  
提供されたメールアドレスは、市からの情報発信等に活用させていただきます。

#### ◆事業所の概要

事業所名		住所	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス(文書通知用)			
業種 ※下の一覧から選択	<input type="checkbox"/>	←17の場合は具体的な業種 <input type="text"/>	
1：農業・林業 2：漁業 3：鉱業・採石業・砂利採取業 4：建設業 5：製造業 6：電気・ガス・熱供給・水道業 7：情報通信業 8：運輸・郵便業 9：卸・小売業 10：金融業・保険業 11：不動産業・物品賃貸業 12：学術研究・専門技術サービス業 13：宿泊・飲食サービス業 14：生活関連サービス業・娯楽業 15：教育・学習支援業 16：医療・福祉 17：サービス業（他に分類されないもの）			

#### ◆従業員数（性別、年代別に従業員数を記入）

単位：人

	正規従業員		非正規従業員		臨時・季節雇用		派遣労働者		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
15～19歳									0
20～29歳									0
30～39歳									0
40～49歳									0
50～59歳									0
60～69歳									0
70歳以上									0
上記のうち障害者									0
上記のうち外国人									0

#### ◆採用・離職実績

単位：人

令和6年度採用	中学卒	高校卒	短大・専門卒	大学・大学院卒	その他
男性					
女性					

令和6年度 採用3年以内離職	中学卒	高校卒	短大・専門卒	大学・大学院卒	その他
男性					
女性					

※離職理由に該当するものすべてに○

- 1：労働者の都合  2：健康上の都合  3：事業者都合  4：わからない   
5：その他

◆正規従業員について

平均労働時間	1日あたり	時間	分	週休2日制の実施
	1週あたり	時間	分	

労働契約	
給与規定	

各種休暇の有無			
夏期休暇		忌引休暇	
お祭り・お盆休暇		配偶者出産休暇	

定年制度	
定年	歳

再雇用制度	
-------	--

退職金制度		←ある場合は制度を選択
活用制度		

種別	区分	給与平均月額(単位:円)		
		男性	女性	
基本給	15~19歳	事務系		
		技術系		
		労務系		
	20~29歳	事務系		
		技術系		
		労務系		
	30~39歳	事務系		
		技術系		
		労務系		
	40~49歳	事務系		
		技術系		
		労務系		
	50~59歳	事務系		
		技術系		
		労務系		
	60~69歳	事務系		
		技術系		
		労務系		
70歳以上	事務系			
	技術系			
	労務系			
初任給	高校卒	事務系		
		技術系		
		労務系		
	短大・専門卒	事務系		
		技術系		
		労務系		
	大学・大学院卒	事務系		
		技術系		
		労務系		

※職務区分

【事務系】  
主として事務的・経理的・営業的部門の職務など

【技術系】  
各種機械の運転修理、調整・栄養士・調理師・看護師・その他技術的部門の職務など

【労務系】  
警備・運搬・清掃・集金・土木等の作業に従事する方のほか接客部門の職務など

各種手当		
家族手当	月平均	円
住宅手当	月上限	円
燃料手当	年平均	円
通勤手当	月上限	円
夏期手当	平均	ヶ月
年末手当	平均	ヶ月
決算手当	平均	ヶ月

各種制度	
就業規則	
厚生年金	
健康保険	
労働組合	

今後の正規従業員雇用
------------

◆非正規従業員について

令和6年度雇用実績	労働時間	1日あたり	時間	分
	労働日数	1週あたり	日	

労働契約	業務内容	有給休暇制度	
		平均取得実績	日

平均時給	事務系	技術系	労務系
	円	円	円

退職金制度		←ある場合は制度を選択
活用制度		

各種制度							
就業規則		厚生年金		健康保険		賞与(一時金)	
定期昇給		通勤手当		燃料手当			

◆臨時・季節雇用について

令和6年度雇用実績	労働契約	業務内容

平均日給	事務系	技術系	労務系
	円	円	円

退職金制度		←ある場合は制度を選択	有給休暇制度	
活用制度			平均取得実績	日

各種制度							
就業規則		厚生年金		健康保険		賞与(一時金)	
定期昇給		通勤手当		燃料手当			

◆派遣労働者について

令和6年度受入実績		事務系	技術系	労務系
	派遣実人数	人	人	人
	平均派遣期間	ヶ月	ヶ月	ヶ月

ある場合は実績を記入⇒

◆今後の非正規、臨時・季節、派遣労働者の雇用について

非正規従業員	臨時・季節雇用	派遣労働者

◆雇用環境整備・人材育成について

性別による待遇の取扱差異	
募集・採用	
昇進・昇格	
賃金・昇給	
退職・解雇	

各種休暇制度と令和6年度実績		
生理休暇		
産前産後休暇		実績 人
育児休暇		実績 人
介護休暇		実績 人

セクシュアルハラスメントの防止	
セクハラ防止に関する周知・啓発	
セクハラ実態把握調査	
セクハラ相談窓口の設置	

ハラスメント対策講習の受講	
講習の受講	
受講内容（している場合）	

職場でのいじめ・パワハラ防止	
いじめ・パワハラ防止に関する周知・啓発	
いじめ・パワハラ実態把握調査	
いじめ・パワハラ相談窓口の設置	

人材育成の取り組み	
資格取得	
令和6年度実績	人
会社の経費負担	

◆福利厚生制度について

各種福利厚生制度	
社員社宅	
社宅以外の福利厚生	
土別中小企業勤労者福祉協会加入	
健康診断	
その他の福利厚生（内容を記入）	

福利厚生制度の対象

	正規従業員	非正規従業員	臨時・季節雇用
社員社宅			
社宅以外の福利厚生			
土別中小企業勤労者福祉協会加入			
その他の福利厚生（内容を記入）			
健康診断			

健康診断の対象年齢（健康診断を実施している場合、どちらかを入力）

制度	全年齢対象	対象年齢
一般健診		歳以上
人間ドック		歳以上
婦人科検診		歳以上
その他		歳以上
内容		

◆その他

今後の事業承継予定について	
承継・廃業予定	

事業承継の意向	
その他の内容	